

東洋史研究

第五十卷 第二號 平成三年九月發行

清末經世思想における二大潮流

——科擧・學校制度・經世文編との關連において——

大 谷 敏 夫

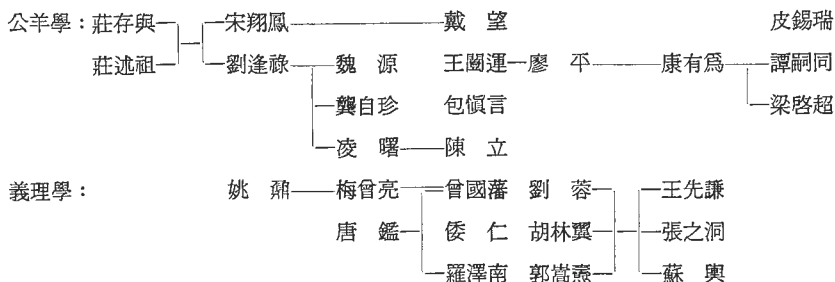
はじめに

- 一 魏源及び曾國藩の經世思想と經世文編
- 二 洋務運動期の經世文編と文教政策
- 三 戊戌新政における科擧及び學制改革
- 四 辛亥革命後の教育改革と思想
おわりに

はじめに

この小論は清末經世思想について、經世思想の二大潮流である、魏源によって開始された公羊經世學と、それに觸發されながらも一線を畫していた曾國藩を原點とする義理經世學（新理學）が、清末洋務、變法、革命に至る時期においてど

公羊經世學派と義理經世學派の系譜



公羊學派は陸寶千著『清代思想史』を参照して作成。

のような展開をとげ、それが辛亥革命によって王朝支配體制が崩壊した民國初めにおいてどのような轉換が生じたかという問題につき考察するものである。ところで副題として科擧及び學校制度・經世文編との關連としたのは、清末經世文編編纂過程及び科擧廢止・學校制度創設といった文教政策に清末の經世思想の二大潮流が反映している點について檢證しようと考えたからである。教育・出版といった文化事業は時代の影響を受けて變遷するし、ある意味では、時代精神を代表するものである。それが經世思想に集約されたとしたならば、そのもつ意味を十分に分析する必要があるであろう。

ところで、清代經世思想については、拙著『清代政治思想史研究』⁽¹⁾第三部、終章(二)において總論をのべておいたが、そこでは經世思想が清代において學問として成立した根據について考察した。その中で、經世學とは、王朝體制下にあつて、その統治のあり方を研究する學問であり、この經世學の依據する學術は、體制教學化した朱子學、陽明學でもなく、さりとて漢學でもない、經世致用を目的とした治學であるとのべた。この治學は、明末清初と清末とは依據する學術に相違があつたが、清末にあつては公羊學と新理學であつた。清末の政治思想を取り上げた業績として、まず小野川秀美氏の研究が⁽²⁾挙げられよう。溝口雄三氏は、小野川氏の所論が、清末政治思想を洋務・變法・革命への過程と把握した發展段階學說であり、この假説の最大の缺陷は、「舊中國」という歴史的基體への不洞察、及び事實捨象であつたと批判している。さらに洋務運動を「西用」の導入によつての「中體」＝清王

朝の護持という小野川氏の假説を狭い定義とし、洋務運動とは中華文明世界がヨーロッパ文明世界との對決を迫られ、自己の世界の敗北の危機意識から、異文明を攝取しつつ、それによって自己の世界の再生と保存を圖ろうとした運動であると規定しているのである。⁽³⁾ こうした溝口氏の批判は歴史を動態的展開の過程として連續したものとみる假説に依據しているのであるが、この假説については筆者も理解しうるし、また氏の洋務運動理解もその點では當を得たものと思う。しかし、氏が小野川氏の洋務論を文明レベルの運動を政治體制の次元に狭く限定した點がおかしいといわれるのは、筆者にはいささか異論がある。そもそも小野川氏の研究は清末における政治領域上の變化を中心基軸としたものであるし、そこに氏の洋務論の理解がある。ただ、筆者も小野川氏の段階論をすべて肯定するわけではなく、それぞれの時期にあって展開された諸々の學説につき、相互に比較検討するという試みがなされていない點は問題であると思っている。つまり、その段階論が立體的ではなく平面的になっていることである。筆者は、こうした小野川氏の研究のもつ問題點を解決する試みとして、政治思想の領域を経世思想として把握し、その中にあって公羊經世學と義理經世學の二大潮流を設定したのである。この小論がこの課題につきいささかなりとも答えるものであれば幸いである。

一 魏源及び曾國藩の經世思想と經世文編

筆者は先著で魏源の經世思想の特色についてのべているので、⁽⁴⁾ ここでは要約のみに留め、本論の副題でもある彼の經世文編の特色と、それがその後に與えた影響についてのべよう。

魏源の經世思想は、彼の師劉逢祿から公羊學を學ぶことによって形成された。特に劉逢祿が後漢の公羊學者何休の「三科九旨說」を研究し、それを歴史進化の理論とした點を重視し、彼も亦公羊學の進化管理論を採用して現實の政治改革の理論に適用したこと、また、公羊學でいう「微言大義」に注目し、孔子の「微言」に「大義」があるということによって、孔子を萬世の制法者とすることを可能にする道を開いた點は重要である。これらのことは經學を治學として容認したこと

になり、治學研究を第一義とする思想が成立したことを意味した。

「治學とは換言すれば「經世致用學」ということであり、それは世を治め用を致すという意味である。ただ經世の理論的根據としては、中國傳統の儒學思想が重んじられていたし、それが本體となる。魏源の經世學ではそれを「公羊學」に求めるのであるが、「公羊學」に批判的な儒者となると、それを「理學」に求めることになり、これがちに清末の公羊學派と理學派の本體論争にまで發展する。しかしいずれにしても清末になると經世學者は一致して治學の意義をといった點だけは指摘しておきたい。

次に致用の概念であるが、體用の論理にあつては、用はあくまで體に基づいてそれを現象化するものとして把握されていた。すなわち、朱子學という理氣二元論にあつては、理を本體とすれば、氣が用ということになる。もともと儒者の中にも氣を重視する學派もあり、清中期の戴震は、氣を研究して理中心の理論に批判的であつた。しかし戴震においても氣を現實の政治改革の理論にするというところには至らなかつた。ところで治學が經學の枠内からでて獨自の領域として研究されるとなると、この用のもつ意味が検討されることになる。魏源は用の意味に注目し、政治は實用に歸すためにあると考え、實利實功という概念を提出する。實利實功とは、まさに治政を功利と考える思想であり、これは系譜的には南宋の功利學派にもみられるものである。もともと魏源の言う實利とは、利國・利民ということであり、個人の利というよりも國家・民という總體としての利であつた點は注目したい。しかし魏源が利の追求を政治課題として取りあげた意義は異なるものであつた。

魏源が生存した嘉慶、道光年間には國內には白蓮教徒の亂、對外的には阿片戦争がおこるという清朝が内外の危機に直面した時期である。この時に當つて一部の憂國の士大夫が登場し、國政の改革を主張するのであるが、その改革とは吏治、用人、理財に關することであつた。換言すれば、官僚制、科擧制、財政ということになるが、これら國政において實狀にそくした治政を實施するための諸政策を提言する。その實狀とは、對外的には、歐米資本主義國の通商要求に對して、從

來の天朝意識に基づく朝貢貿易にかわる通商協定の制定である。また、對内的には、富強を實現するための官僚制、科擧制、財政面での改革である。魏源の場合は、これら内外治政の根本的改革を提言したのではないけれども、その意圖をくんだものであった。

『皇朝經世文編』が編纂されたのは道光六年（一八二六）であり、この頃魏源は江蘇巡撫陶澍の幕友であった。陶澍のもとには林則徐がおり、この兩人のコンビによって江南の内政改革が進められていた。特に内政の重要課題である漕運・水利・鹽政といった理財に關する改革であつたが、これらは必然的に官僚行政の問題と關連していた。また、當時對外的には阿片密輸による銀の流出という問題が深刻になり始めており、こうした阿片問題についての意見交換も行なわれていた。

この時期に『經世文編』が編纂されたのは、内政改革の必要性が増大したため、清朝一代に亙る凡ての内政に關する意見や政策を蒐集し、治政の指針とすることにあつた。『經世文編』の構成を見ると、學術、治體、吏政、戶政、禮政、兵政、刑政、工政から成つており、經世學の基本をなす學術、治體を最初にあげており、それに續いて吏、戶、禮、兵、刑工、という六部行政に關するものを並列した。この編集方法は、明初から明末に至る經世文を人物毎に配列した『皇明經世文編』の編纂方式とは相違しており、治政中心になっている。⁽⁵⁾特に「治體」の項は、「原治」「政體」「治法」「用人」「臣職」に再分類しており、治の本質から始まって、君主政治のあり方、法治と用人の關係、官の職分に至るまでの治政の根本を問題としている。

ところでこの『經世文編』ではあくまで内政中心のものを集めており、外政に關するものは入っていない。しかしこの頃阿片密輸に伴なう銀の流出、そしてイギリスとの對決という重要問題が浮上してきて、遂に道光十八年には道光帝によって阿片對策が緊急の政治課題として取りあげられ、阿片は斷固取締るべしという命を受けて林則徐が欽差大臣として廣東に派遣される。まもなく勃發した阿片戰爭に清朝は敗れ南京條約が締結され、清朝は否應なしに開國させられたのである。林則徐は廣東で蒐集した海外に關する資料を魏源にたくして、海外紹介書の作成を依頼した結果編纂されたのが『海

『國圖志』であった。この著こそ清末の洋務運動の先がけをなす書である。『經世文編』が内政改革のための經世書であるとするならば、『海國圖志』は對外政策のための經世書であった。

南京條約締結後の清朝は列強に向けて開國したが、清朝政權内部では保守派が主導権を握り、その政策は正學の維持、舊體制の保護につとめ、對外的には排外思想が強く、洋務にはほとんど無關心であったと言つてもよい。⁽⁶⁾この頃張鵬飛によつて編纂された『皇朝經世文編補』は、魏源の『經世文編』にならつて學術、治體、禮政、吏政、戶政、工政に分類したが、特に學術、治體、禮政、吏政に重きをおき、この著編纂の目的を正學の維持としてゐる。⁽⁷⁾この場合、正學とは理學であつたのである。ところが内政の改革が進まない内に、農村の疲弊が増し、やがてその矛盾のあらわれとも言える太平天国の亂が発生した。保守派が正學の維持につとめたのは、開國による異端の思想の流入を極度に恐れたこと、それと共に國內諸問題の疊積による秩序の破壊を何とか防ぐことであつた。しかしこんな姑息な手段では到底危機をのりきれはらずはなかつた。

ここに體制内改革を主張する新理學派の登場を見るのである。その先驅者が曾國藩であつた。曾國藩は咸豐四年（一八五四）名教の護持をかかげて太平天国鎮壓者として登場する。この爲曾國藩は反革命分子のレッテルをはられ、その政策、思想の評価も低いものがある。

しかし、ここではこの問題には觸れず、經世學者としての曾國藩について論ずることにしよう。曾國藩の經世思想についても拙著⁽⁸⁾でのべたので要約のみに留め、むしろ曾の思想が後世に與えた影響について論じよう。曾國藩の思想は、唐鑑の學及び桐城派が源流であるが、桐城派の主張する義理・考據・辭章の他に、經濟を加えたところにその特色がある。義理とは理學の實踐的課題とも言えるので、曾の思想は理學に依據したものであると言つてよい。筆者が曾の思想を義理經世學というのはこれに基づいてゐる。

最近中國でも曾の研究が始まり、特に章繼光氏は理學と經世學を統一した思想として曾の學術を評價してゐる。⁽⁹⁾中でも

李澤厚氏がかつて曾の思想の特色として、その「内聖外王」観は、封建倫理修養の體驗としての内聖の學を、「治國平天下」としての外王に及ぼしたものであるという指摘をしたのに對し、章氏はこの外王を重視するところに曾の學術の意義があると論するのである。⁽¹⁰⁾ 確かに義理經世學にあつては、宋學の性理的側面よりも「三綱五常」「修身齊家治國平天下」といった倫理的（道學）側面、そして加うるに經世的側面が重視されている。すなわち曾國藩の云う義理とは、德行、政事を指し、これは『論語』や朱熹の説に由來したものである。この德行、政事を合して一つにし、一方では事功の實現に、また別の一方面では禮の尊重をとく。ここから道德（理學）が本となり、經世濟民が用となる。

この曾國藩の思想は、その後清末の義理經世學を尊重する士大夫・官僚に受けつがれ、それがやがて張之洞の『勸學篇』に結晶する。⁽¹¹⁾ 拙著でも明らかにしたように、曾國藩の盟友胡林翼は、他の盟友羅澤南等と共に義理經世學を尊重し、その實踐につとめた人物であるが、この胡林翼に幼時この學を傳授されたのが張之洞であった。張之洞は經世の二大精神として「義利の辨」と「實事求是」を胡から會得したと言われている。「義利」とは、「義理」「功利」のことを言い、宋學成立以來兩者を分別する理論（朱熹學派）とそれらを統合する理論（永嘉學派）の論争があつたが、結局は朱熹の學派が優勢を占めていたのであり、曾國藩等の新理學派の人々はこの朱熹の思想を再確認したものと考えてよい。但し清末には「事功」を尊重する思想が擡頭し、その代表者は公羊學派の魏源であつたし、また孟荀學に依據した包世臣もおり、彼等は朱熹よりも永嘉學派に近い思想をもっていた。新理學派と公羊學派とはこのように依據する學術を異にしたがらも經世を重視する點では一致しており、相互に關連しながら清末學術の二大潮流となつたのである。

二 洋務運動期の經世文編と文教政策

この時期の發端をなすのは、所謂「同治中興」であり、曾國藩、李鴻章など漢人官僚によって對外的には、和平政策のもとに外國の進んだ軍事・産業技術の導入、また對内的には、太平天国鎮壓後の内政改革を推進したことである。まず用

人面では官僚任用において實務能力のある人材拔擢がかなり活潑に行なわれたし、その人材を任用した漢人官僚が地方において強固な地盤を固めつつあった。特に李鴻章が幕友に有能な人材を集めていた点については拙著で論じたので省略するが、ここではこれら幕友の教育觀に焦點をあててのべると共に、漢人官僚の庇護の下に出版された經世文編について併せ考察しよう。

前節でのべたように、この時期の前半は曾國藩の提示した義理經世學が優勢で、經世文編編纂もその主旨で行なわれた。しかし經世文編の形式そのものは、魏源編纂になる賀長齡編『皇朝經世文編』によつていたから、これを繼承していったと言つてよい。その代表作は光緒八年（一八八二）饒玉成によつて刊行された『皇朝經世文編續集』である。⁽¹⁴⁾ 饒玉成は江西省東郷の人であるが、咸豐五年以後約三十年間、湖南長沙で典史・縣尉等を歴任し、賀氏『經世文編』にふれ、その刊行を行なうと共にそれに洩れたものや、張鵬飛の『經世文編補』より選んだもの、また並びに道光以後、光緒初年に至る經世文を集録して經世文編の編纂を行なつた。湖南は『皇朝經世文編』編纂者の賀長齡及び魏源、また太平天国中活躍した漢人官僚胡林翼、曾國藩等の故郷であり經世意識が高いところであつた。このようなことが饒玉成による經世文編編纂に影響を与えたものと思われる。

これに續いて編纂されたのは、光緒十四年（一八八八）刊行になる葛士濬編『皇朝經世文續編』である。⁽¹⁵⁾ 葛士濬は上海の人で經世の學を好み、光緒十二年四月より編集を始めて、十四年に完成させた。この著は、同治より光緒初期に及ぶ經世文を集録してあるが、とりわけ曾國藩、李鴻章等の漢人官僚の思想、政策にそつたものが多數を占めている。特色としては、それまでの經世文編になつた「洋務」の項目が加えられた點であつた。

李鴻章の幕友馮桂芬は、咸豐十一年（一八六一）に「改科舉議」と「采西學議」⁽¹⁶⁾を論じている。ここで馮は「西學を采らんと欲すれば、廣東・上海に一翻譯公所を設け、近郡十五歳以下の穎悟文章を選び、その糜餽を倍にし、住院、肄業せしめ、西人を聘して課するに諸國語言文字を以てし、又内地名師を聘して課するに經史等の學を以てす」とのべ、更に

「三年の後、諸文童の諸國書において應口成誦せる者は、本學諸生に補するを許し、神明變化、如し能く實見の行事する者あらば、通商大臣より請いて學人を賞給す」とのべ、西書の翻譯に従事して實績をあげた人物に生員、學人の資格を與えることを提案している。そして彼は學問の目的は經濟にあり、もし中國の倫常名教を以て原本と爲し、輔するに諸國富強の術を以てすれば、大變よいのであると云う。馮の文教觀はあくまで中體西用論であつたが、學問の目的を經濟におき、西學を采り入れることを提案した點は注目される。

また李鴻章の幕友であつた薛福成は光緒元年（一八七五）「應詔陳言疏」の中で、「今人才の奮起を欲すれば、必ず聰明才傑の士をして時務を研求せしめ而後可なり」とのべ、ここから別に一科を設け、洋務に洞達する者があつたら、大臣の保薦を許すと言うものである。⁽¹⁷⁾ この方向にそつて光緒五年（一八七九）貴州候補道羅應旒が李鴻章の意を受けて上奏し、詞章を舍てる外は別に專科の理なしと大膽に論じている。⁽¹⁸⁾ すなわち羅は「京師大學及び直省書院を改めて經世書院と爲し、舉貢・生員の經世の學を心とする者を以て學生に充る」というものであり、羅は科學考試よりも學校教育を重視する方向を打ち出したのである。

やはり李鴻章の幕友であつた鄭觀應は、光緒十年（一八八四）「考試」⁽¹⁹⁾を論じ、「取士の法として……科目を廣くして以て人材を萃^{あつ}れば、天下の士力を有用の學に肆にす」とのべ、州縣省會京師にある學宮、書院を利用して小學、中學、大學を設けて有用の學を學ばせようというのである。鄭は光緒十八年（一八九二）にも「學校」を論じ、「學校は人才を造就するの地にして天下を治むる大本也」⁽²⁰⁾とのべ、學校重視の方向を打ち出している。また鄭は同年「西學」を論じ、「今の自ら正人を命とする者、動もすれば洋務を談ぜざるを以て高と爲し、見に西學を講求する者有れば、則ち之を斥けて名教罪人、士林敗類と曰う」⁽²¹⁾とのべ、世の洋務排斥の風潮を批判している。そして彼は「學校は人才の由りて出づる所、人才は國勢の由りて強なる所、故に泰西の強は、學に強にして人に強に非ず」⁽²²⁾とのべ、學校の重要性とそこでの教材に洋務をとりいれる必要性をといっている。しかし鄭は「主は中學を以てし、輔は西學を以てし、其の緩急を知り、其の變通を審

し、操縱剛柔、洞達政體ならば教學の效、其れ茲に在る乎」⁽²³⁾とのべ、中體西用論の教育觀に立っている。

以上いずれも李鴻章の幕友は中體西用論に立ちながらも洋務を重視し、科學の改革、學校制度の實施をといった點で共通していたが、鄭になるとその主張はより鮮明化し後述する康有爲等の公羊經世學派のそれとほとんど變らないものになっていた。

ところで、葛士濬編『皇朝經世文續編』と同じ頃編纂を始めたから公刊がずっと後の光緒二十三年（一八九七）にされたのが盛康編『皇朝經世文續編』である。この『續編』の編纂者盛康は盛宣懷の父であり、彼が光緒初年、湖北、浙江の道臺をしていた頃に蒐集した經世文がもとになっている。⁽²⁴⁾この『續編』編纂に貢獻したのが江陰の人繆荃孫である。繆荃孫は光緒二年（一八七六）の進士であるが、張之洞にその學識が認められ、戊戌政變後は張之洞の一連の教育改革のプレーンとして活躍した人である。⁽²⁵⁾

盛康『續編』は葛士濬『續編』と同様、中體維持、實用洋務の線で編纂されたものであるが、その内容がより充實したものになっているのは、編集期間が長かったことと、編纂者が盛康、繆荃孫と言った經濟力のある經世官僚、士大夫であった點も考えられる。

ところで、この著が公刊された光緒二十三年は、朝鮮の支配權を爭った日清戰爭に清朝が敗れた二年後であり、康有爲等による變法運動が昂揚した時期である。⁽²⁶⁾すなわち洋務のみでは限界があり變法の必要性が講じられるようになるのである。康有爲は既に光緒十四年（一八八八）第一次上書によって變法を請うているが、この上奏は問題にされなかった。この後彼は歸郷するが、そこで四川廖平の學を學んだことが彼の公羊學研究を一層進めることになる。今學と古文とを嚴に區別した廖平の『今古學攷』を學ぶことによって、康有爲の「新學僞經」「孔子改制」という説がなったものと思われる。光緒十六年康有爲は梁啓超を門人に得た。そして翌年梁の請によって康有爲は廣東の「萬木草堂」で學を講じた。康有爲は光緒十八年『新學僞經考』を「萬木草堂」から出版したが、この著は上海その他でも翻刻された。この頃より康有爲は『春秋

董氏學』及び『孔子改制考』の研究を始め、前者は光緒二十二年、後者は光緒二十三年に出版された。特に後者は、「孔子改制」は「素王改制」であると同時に「託古改制」であると主張し、ここにはっきりと理論的根拠を提示するのである。

康有爲の政治活動が活潑化するのには、日清戦争敗北後からである。光緒二十一年會試受験で上京した際、各省舉人と共に第三次上書を行ない、拒和、遷都、變法を上奏したが、その變法の一節に教民のことが記されている。そこでは科擧の弊害と武文科の改革案を提示している。この教民の要旨は既に王韜によって提示されたものではあったが、しかし康有爲はよりはっきりと西洋の富強の理由は砲械軍器でなく窮理勸學にあると指摘し、洋務ではなく變法の必要性を説いたのである。

ところで文教面での變法は洋務を含めて實務に明るい人材を育成する必要性を説くことから始まるが、その具體的實踐は科擧における八股文の廢止を含む科試改革と學校の創設であった。康有爲の門人、譚嗣同は八股文の廢止を明言する。八股文の弊害については、既に道光年間の包世臣、龔自珍といった經世家の指摘があり、その後も實務を重視する經世家がしばしば論じてきたとはいえ、その全面的廢止を主張する者はなかった。しかし公羊經世家が主導權を握る變法運動の高まりの中で、遂に八股文の廢止が變法の課題となったのである。

康有爲は光緒二十三年ドイツが膠州灣を占領すると第五次上書をして光緒帝に變法の急務をういた。ここでは國會・憲法を問題にし、維新の斷行を促している。續いて康は光緒二十四年正月に第六次上書をし、光緒帝の命に應じて「應詔統籌全局疏」を進呈する。ここでは變法の根本を制度局の設立に求め制度の全面的改廢の實施を要請する。かくして光緒帝も遂に四月二十三日、明かに國是を定めるという上諭を下しここに變法が開始されるのである。

このような公羊經世學派の動きと對應する形で義理經世學派の動きも活潑になる。その中心人物が張之洞であった。とはいえ、義理經世學派が當初において變法のすべてを否定したのではないことをまず指摘しておく。兩派とも用人、吏治、理財政策における改革の必要性をういた點では一致しうるものがあつた。とりわけ、用人面における科擧制、學

校制についての改革を推進する點では共通の認識があった。このように科擧制の改革では一致しうるものがあつたとしても、その教育理念となると公羊經世學派と義理經世學派との間には根本的な意見の相違があり、これが新政の開始と共に兩派の決定的な對立を産むことになった。

そこで、次節ではこの時期における科擧制、學校制の改革思想及び政策の經緯をまず明らかにしておきたい。その理由は戊戌新政の原點が科擧及び學校制の改革にあること⁽²⁸⁾、そしてその始まりが科擧制において經濟特科を新設することにあるとしたこと、そして科擧改革を推進するために新たに學校制度を充實させるとしたことなどが擧げられるからである。

三 戊戌新政における科擧及び學制改革

戊戌新政前にまず學制改革を上疏したのは、光緒二十一年の胡燏棻の「變法自強疏」⁽²⁹⁾である。胡はこの上奏文の中で、變法とは自強を圖ることであり、その爲には籌餉、練兵が大切であり、その本源は工商を勸め、廣く學校を興すことであると提言している。そしてこの學校では章句小儒の習を棄てて、經濟匡世の材を求める。そして學校を設立するために、省會書院を歸併裁改する等のことをあげている。

これについて光緒二十一年の終りに御史胡孚宸が京師に大學堂を設立すること、及び強學書局を改めて官辦に歸すことを提言する⁽³⁰⁾。この議には、御史楊崇伊等の反對もあつたが、總理衙門は八旗官學の例に照して官書局を建立し、中西學問に通曉する洋人を聘して教習と爲し、彼等に各國書籍や新報を選譯させたり、各種西學を指授させたりすることを定めている。そして初代の管理官書局大臣に工部尚書孫家鼐を任命している。この上奏文を受けて光緒二十二年五月初二日に李端棻は、具體的な案として官書局に學堂を附設すること、京師に大學堂を設立すること、地方書院を改めて學校にすることをあげたが、その學校で實施する課程を提示したことが注目されよう⁽³¹⁾。その課程とは、誦經、史子及び國朝掌故諸書を基本とするが、それを輔くものとして、天文、輿地、算學、格致、製造、農・商・兵・礦・時事、交渉等の學をあげてい

清末科擧廢止と學校制度年表

1894 (光緒20)	日清戰爭	
1895 (光緒21)	下關係約	康有爲第三次上書 胡燏棻の變法自強疏 康有爲第五次上書
1897 (光緒23)	ドイツ膠州灣占領	
1898 (光緒24)		康有爲第六次上書 設經濟特科 開辦京師大學堂
正月		張之洞『勸學篇』を著す 京師大學堂を創設 各省書院を改めて學校と爲す 科擧章程を公布 『勸學篇』を各省督撫、學政に頒布 朝考の制を廢す。實學振興。楷法による取士(八股文)停止 經濟特科停罷
4月	國是(變法)の詔	
5月	康有爲總理衙門章京	
6月		
7月	譚嗣同他軍機章京	
8月	政變發生。西太后訓政 康有爲・梁啓超亡命 (→『新民叢報』) 孫文・章炳麟 (→『民報』)	
1900 (光緒26)	義和團の亂(山東省) 清廷列強に向けて宣戰 東南互保體制(劉坤一、 張之洞) 變法の詔	
1901 (光緒27)	會議政務處を設立	1. 京師大學堂開設 榮慶・張百熙管學大臣 2 劉坤一・張之洞・袁世凱, 科擧 改革案を提示 3. 鄉會試の八股文を廢す 經濟特科再開
1903 (光緒29)		
1904 (光緒30)	日露戰爭	
1905 (光緒31)		奏定學堂章程成る 科擧を停止し, 學校を廣く興す
1911 (宣統 3)	辛亥革命	
1912 (民國元)	南京臨時政府	教育部成立 新教育制度發足

る。ここでは中國傳統の學術である經史子書を重視しながらも、實用の學を課目に取り入れた點が注目されよう。ところで孫家鼐が籌辦した京師大學堂の宗旨⁽³²⁾には、中學が主であり西學が輔であり、中學が體であり西學が用であるとしていたし、禮部も各省書院を整頓するという提言に對する議覆に、西學の長を采るのはよいが、中學を根底とすることが體用兼備であるとのべている。

一方科舉制の改革については、光緒二十四年（一八九八）正月の貴州學政嚴修の、先に特科を行ない次に歲舉を行なうこと、特科を内政、外交、理財、經武、格物、考工の六事とすること、これを總じて經濟特科とするという要請を受けて總理衙門と禮部が合同して上奏したことに始まる。この上奏に對し、光緒帝は内閣に上諭して風氣を開き登進を廣めるためにも實施することを承認した⁽³³⁾。ところでこの人材登用のために科舉制に經濟特科を設くという政策を實施する基本理念としては、あくまで聖賢義理の學を以て根本とし、博く西學の内時務に切なる者を探るということであり、これこそ無用を化して有用となして通經濟變の才を成すものであるという、中學は體、西學は用ということにあった⁽³⁴⁾。

以上のような科舉改革における經濟特科の實施だけではなく經濟常科を求める運動も高まってきた。すなわち、いかに經濟特科を實施しても、歲舉において従來通り八股による詩文中心の科試を實施しては何の効果もないということである。ここに科舉において經濟特科、歲舉を正科に歸併して經濟常科とし、この科では時務策論や政治、法律、財政、外交、物理各専門の學を試そうとしたのであった。この構想が實現すると、八股文による歲舉は有名無實となり、つまるところ廢止となるであろう。このような急激な科舉改革案を提示したのは、公羊經世學派の士人層であったが、これに同調する士人もいた。この年四月新政が實施され、康有爲などの公羊經世學派が登用されると科舉改革は一舉に推進されることになった。まず五月御史宋伯魯は、經濟常科實施のために、經濟特科、歲舉を正科に歸併する案を上奏した⁽³⁵⁾。この章程案に對して禮部尙書許應駟はその行き過ぎを反論したが、それを受けて宋伯魯は御史楊深秀と合詞して許を彈劾した⁽³⁶⁾。これに對し光緒帝は、八股詩文の積弊が太だ深かったので、特諭して策論に改試したのであるとし、實驗的な試みとして經

濟特科を位置づけている。

ところで、この策論改試案を上奏した宋伯魯は八股取士とは別に經濟歲舉を設ける理由として實學の土を取る爲であり、理念としては中體西用論を重視していたし、また宋と合詞して許應騷を彈劾した楊深秀も八股文をすぐ廢止するのは過激な説であり、四書文體の釐正を主張しており、⁽³⁷⁾彼も亦、基本理念としては中體西用論の域にあった。ただ楊が義理經世學派と違ふのは、宋代の士風として王安石、蘇洵、蘇轍、陸九淵、陳傅良、文天祥が經意を發明し、自ら偉論を抒べた人物として評價し、朱熹をあげていない點である。この點が義理經世學派とあい入れなかったのではないか。また楊は宋以上に公羊經世學派に接近しており、共に新政斷行に向けて思いきった改制を望んだことも、新制失敗後、康有爲の徒黨として斷罪されたと思われる。⁽³⁸⁾

一方、康有爲は科試に關してこの年の四月に八股試帖楷法試士を廢して策論に改試すること、學校を廣く開くこと、各省書院淫祠を改めて學堂となすことを上奏する。⁽³⁹⁾また七月には孔孟を尊んで國教と爲し、教部教會を立て孔子紀年を以て淫祠を廢す等の教育、思想に關する一連の新政を上奏する。特に孔孟を尊んで國教と爲すという案は、彼の著作である『孔子改制考』が思想的根據となったものである。⁽⁴⁰⁾康有爲は孔子を素王として改制主に擬し、それに立脚して新政を推進しようとした。従つて孔子は中國の教主だから學行高深の聖なる者というのではないと斷言する。ここから正學（朱子學）は具文に等しいものであり、孔子の眞意を理解しないものであると批判する。

これは正學を尊崇してきた義理派には許容できない發言となつた。康有爲の『孔子改制考』を始めとする一連の著作に批判的であつたのは義理派であり、その中心人物は張之洞であつた。張之洞は康有爲が光緒帝に拔擢されて新政の要職についたことに危機感を持ち、國是が定まつた四月に『勸學篇』を著した。⁽⁴¹⁾その内篇では、「本に務め以て人心を正す」、外篇では「通に務め、以て風氣を開く」という中體西用論の立場を明白にする。この外篇に「設學」「學制」「變科學」の項目を設けたが、「設學」の中で學堂の法約として五要をあげ、その一に「新舊兼學」として、四書五經、中國史事、

政書、地圖を舊學とし、西政、西藝、西史を新學としている。そして舊學が體であり、新學は用であり、偏廢してはならないという。「學制」の中では、國家が人材を用いようとすれば、學堂より取ること、こうすれば官に不習の事はないし、士に無用の學はないという。そして「變科舉」の項では、今日科舉の制は、その大體を存し、斟酌して之を修改すべきだという。その方法としては宋の歐陽脩の策である三場に分けて試する法に仿う。第一場では中國史事、本朝政治論五道を試す。これは中學經濟である。第二場では試すに時務策五道を以てし、専ら五洲各國の政、専門の藝を問う。そして政とは各國地理、官制、學校、財賦、兵制、商務等、藝とは格致、制造、聲、光、化、電等であり、これは西學經濟である。三場では四書、五經を試す。このようにすれば、大抵首場で博學を取り、二場で博學中通才を求め、三場で通才中純正を求めることができるというものであり、これこそ國是の經濟特科の意になつたものであるという。

『勸學篇』はこの年六月、各省督撫、學政に頒布され、公羊經世學派の思想抑制にのりだした。しかしその一方では、張之洞は學校や科舉制の改革には肯定的意見をのべている。⁽⁴²⁾同年六月初、張之洞は陳寶箴と連名して科舉新章を妥議し、並びに詩賦、小楷で考試する法を酌改することを上奏している。⁽⁴³⁾これに對して帝は、鄉會試を策論に改試する點については、禮部が分場命題の各章程を詳擬して妥議通り實施する。それから該督撫等の上奏にある科舉經濟學堂を合して一事とし、求才は多門を厭わないために『勸學篇』の「變科舉」三場案を提示したのに對し、禮部から各省に通行させている。そして最後に結論として、今後一切の考試は、均しく實學實政を講求することを主として、楷法の優劣に憑つて高下を爲してはならないし、そのことが碩學を勵し浮華を黜くことになる科舉改革の決斷を示している。この詔勅に對して梁啓超は、科舉取士では、必ず人才を得ることができない。だから八股文を廢すだけでなく、科舉も亦全廢すべきであり、一切の學級は悉く學校より出すのが正理であるとのべ、ここに公羊經世學派は、科舉廢止こそ人材獲得、新政實施に不可缺と判斷するのである。しかし梁もこの期に帝が科舉廢止にまでふみこめなかつたのは、數百萬の老舉人、老秀才の發進の路を失わせることになり、社會不安が生ずることを考慮してのことであつたと考える。

これはともかく、公羊派、義理派にしても科擧制の弊害を認め廢止、改革にしろ何等かの對策を講ずるという點では一致していたが、この兩派にはどうしてもあい入れない理念面での對立があったのである。この問題を述べる前に、兩派とも合致し、光緒帝も認めていた科擧改革の過程につきのべておこう。

『勸學篇』頒布の直後、待望の經濟特科が開かれ新方式による官員登用が定制化されたが、保守派の批判を考慮して濫保を嚴禁して少數の官員任用に留めた。更に七月初三日には、朝考の制を廢止した。朝考の制とは雍正元年以降、新たに進士に及第した者を引見する前に、天子自ら課題を授けて考試を行うことであるが、まず官員任用に際して事務の簡素化を圖る爲に、天子の重要行事さえ廢止した。それと共に一切の考試詩賦は概して停罷を行なった。ここに楷法による取士は廢止された。この一連の科擧改革は、實學振興の方針からそれに役立たない部門から順次廢止を行なうものであった。

ところが、このような科擧改革の方向とあらはらに、公羊學派と義理派との理念論争が紛出する。義理派の蘇輿は、同年八月『翼教叢編』を公刊し、自序で、湖南時務學堂の主講梁啓超が、康有爲の『新學偽經考』、『孔子改制考』を主とし、平等民權、孔子紀年の諸謬説を輔とし、改制に託して成憲を亂し、平等を倡へて綱常を墮し、民權を伸して君上を無みするとのべ、康梁の徒を攻撃する。その一方では張之洞の『勸學篇』については、三綱五常を明らかにしたものととして評價する。ここから康梁の學は、中學を亡ぼさんと欲するものであるという。このように康梁の徒に政權を委ねると、中體理念が失われると危機感を抱いた義理派は、遂に保守派と連攜して公羊學派の追い落としにかかるのである。

しかしそれだけに新政期間中、公羊學派が政策のみならず思想面において一時清末の世論を代表していたと言える。その間の事情は、この時期に編纂された『皇朝經世文新編』の内容をみれば明らかである。これは光緒二十四年正月、梁啓超の序を附して上海大同譯書局より出版された。⁽⁴⁵⁾編者麥仲華は名を曼堂と言ひ、廣東省順德の人である。⁽⁴⁶⁾彼の兄孺博と梁啓超とは萬木草堂の同學であった。萬木草堂は康有爲が廣東で學を講じ、公羊學と大同の説で早くから變法の意義をいいたところとして著名であった。梁と麥とは少時からの好友であり、梁は麥を憂國の詩人であったと記している。また康廣

仁、譚嗣同、林旭、唐才常など梁の交友は、また同時に麥孺博の友であったという。孺博の弟仲華と梁の直接の關係については明らかでないが、兄を通して當然交友關係はあったであらうし、また『新編』を編纂したとなると、兄と同様、變法新民を理解していたと考えられる。梁は變法によって新民新國を爲ることを治政の根本と考えていたのである。そして變法とは、ただ單に制度變革だけでなく、新しい制度を擔う新民を作ることにあつた。そしてこの新民とは時務の言に通達したものであり、この新民の力によって陋邦を化して新國とすることが出来る考えた。

しかしこの梁の考えは、綱常の名教を護持しようとする張之洞を中心とする中體西用論者には過激なものととらえられたのである。同年變法運動が彈壓されると、其後再版された同書局の『新編』には、梁啓超、康有爲、譚嗣同等新政の中心となった人物は闕名となっているし、彼等の論文は削除又は刪去を行つたりされた。梁啓超は日本に亡命した後、『新民叢報』を創刊し、この雜誌を通して「新民說」を宣傳した。しかし本國では張之洞などの中體西用論が一層經世文編の編纂を通じて廣く中國各省に宣布されたのである。

八月六日の政變發生後、西太后が訓政すると變法以前の舊制度が復活した。文教方面においても新政期間中に實施された科舉改革は一時的に停止された。中でも新政の起點ともなった經濟特科も流弊が生じ易いということで停罷された。⁽⁴⁷⁾その理由に、國家が四書文を以って取士することは、原は先儒傳注に基づき聖賢精義を闡發することにあつたのであり、二百年に亘つて人を得ることが盛んとなったが、近來になつて文風が日に陋になるのは、論者が其の本を揣らないで、學び用いるのに値しないものでもつて、咎を立法がよくなかつたことに歸しているとのべ、八股文による取士が形式化した點を指摘しながらも正學の維持こそ大切であるというのである。ここから今後鄉會試及び歲考、科考等は悉く舊制に返し、四書文、試帖、經文、策問等の項によって分別考試するよう諭している。ところがその一方で學校制度については停罷せずそのまま續行している。その理由として、大學堂は人才を培植するの地であるので、京師及び各省會で既に興辦したものはそのままにして、各府、州、縣で議設された小學堂は、情形を斟酌して民の自便を聽すこと、各省祠廟の内、淫祠で

なければ、改めて學堂とすることなどが布告されている。この布告によって、京師大學堂以下小學堂に至る學校制度が整えられることになるが、公羊派の據點となった涇祠や湖南時務學堂などは除外され、公羊派に對する彈壓がきびしかったことが察せられる。

ところが光緒二十六年（一九〇〇）に發生した義和團の亂とそれに續く八箇國連合軍の北京攻略は、義理經世派を保守派から離反させることになる。政治的には所謂義理經世派（洋務派）による東南互保體制であり、義理經世派主導型の行政が進められることになる。この年十二月に變法の詔が下され、これ以降新政が再開される。⁽⁴⁸⁾光緒二十七年三月督辦會議政務處が設立され、事變終了後開學された京師大學堂では張百熙が管學大臣、吳汝綸が總教習、嚴復が譯書局總纂となり、張之洞の意になつた人物が選ばれている。

同年山東巡撫袁世凱、兩江總督劉坤一、湖廣總督張之洞は思いきつた科舉改革案を提示する。袁の上奏は、逐年、歲、科、鄉試の取中名額を核減して別に實學一科を増すといふものであり、張之洞、劉坤一の上奏は文武學堂を設け、學堂が考取錄用して科舉中額の法を遞減するといふものである。⁽⁵⁰⁾これらの上奏の意を受けて政府はまず同年七月には鄉會試において翌二年正月を期して八股文を廢止することを決定する。それと共に經濟特科を復活する。⁽⁵¹⁾この科で中國政治史及び各國の政治藝學を命題とする策論が試せられることになった。また各省の書院を學部に改め、各省に高等學堂、又は大學堂を、各府及び直隸州に中學堂を、各州縣に小學堂、蒙養學堂を改設した。この頃より管學大臣張百熙、榮慶と湖廣總督張之洞によって『奏定學堂章程』（以下『章程』と略す）⁽⁵²⁾の制定作業が進められる。この『章程』の制定作業と並行して張之洞は袁世凱と共に、按年遞減科舉中額の摺を上奏する。⁽⁵³⁾これに續いて張之洞は、章程の制定が完了して進呈された時期に、張百熙、榮慶と共に「遞減科舉、注重學堂」の請をしている。⁽⁵⁴⁾光緒三十一年（一九〇五）五月、大學堂以下各省諸學堂の『章程』が成り、「全國學堂總要」が公示される。⁽⁵⁵⁾それによると京師大學堂は、經學、政法、文學、醫科、格致、農、工、商の八科からなつていた。この章程が制定されたことにより、光緒三十一年（一九〇五）八月、科舉は停止され學校を

廣めることが布告され、その實施は光緒三十二年丙午科から定められた。⁽⁵⁵⁾これによって『章程』は名實共に中國教育及び官吏選拔の方式として發足することになったのである。⁽⁵⁶⁾それと共に管學大臣に代わって學部が教育行政を管理した。

この章程作成を背後から支え世論作りをしていたのが、張之洞等中體西用論者による一連の經世文編編纂事業であった。まず光緒二十七年には、邵之棠編『皇朝經世文統編』が編纂された。この著に序文を書いたのは、浙東湯壽潛であるが、彼は經濟とは經義を本にして治事することであると經世論をのべている。⁽⁵⁷⁾翌年には何良棟編の『皇朝經世文四編』、求是齋編の『皇朝經世文五編』、翌々年には于寶軒編の『皇朝著文文編』が編纂されている。この文編に序文を書いたのが張之洞である。⁽⁵⁸⁾張之洞は、これまでの文編の中では、賀長齡編『皇朝經世文編』と盛康編『皇朝經世文續編』とが、經濟、掌故、交渉、政要において最も明備であるとのべ、變法以前の經世文編纂方針に戻る意向を指示している。

この意向と合致するかのように、上海で出版された『經濟實學考』という著がある。⁽⁵⁹⁾これには光緒二十三年三月、湖南學政江標の敍文があるが、江標は變法運動が高まる中であつて變法の意義をとくが、それを中體西用論に立脚してのべたところが政變後再評價されたと思われる。江標は體用賅貫の學を以て湘の人士を導く云々とのべ、學を史、掌故、輿地、算、商、交渉と分ち、これを經濟實用とした。この著出版に際し、先述した光緒二十六年十二月の變法の宣傳をした上諭を附している。

以上、『章程』公布に至る過程及び背景を考察してきたのであるが、肝要なことはともかく、『章程』公布によって、長年に亘つて王朝支配體制を支えてきた取士の手段としての科舉制が廢止され、學校制度が名實共に發足したことである。これはやはり劃期的な出來事であつた。もっとも科舉が學校に變つても義理經世家の提唱する中體西用論では、その本質は少しも變つていないということもできよう。しかし、この理念の問題は除外し、制度變革という觀點から考察すると、そこには幾つかの特記すべきことがある。一つには多賀氏も指摘しているように、⁽⁶⁰⁾『章程』そのものに日本の教育制度、教育思想の影響がある。制度面における大學堂以下各省諸學堂に至る『章程』は、日本の大學以下小學校に至る教育

制度を参考にしており、京師大學堂の課程にも日本の大學の課程に基づいて作成されたものがある。例えば、この課程にみえる政治科は日本の制度をそっくり移したものである。

それと共に興味深い問題として當時歐米の學問分野を受容して創成された學問を中國語にどのように譯すかということがある。⁽⁶¹⁾例えばこの『章程』の經學科、理學科科目に主課として理學研究法、程朱學派、陸王學派、周秦諸子學派と言った傳統的學問分類をした上で、理學研究法の隨意科目としてあげた辨學、公益學についてのべたところである。辨學とは日本では論理學であり、公益學とは日本では社會學と名づけ、近人はこれを羣學と譯している點についての解説である。辨學の英語の原名は *logic*、公益學は英語の *sociology* であるが、この『章程』では嚴復が一時期公羊經世學派と好みを通じていたので敢て無視したものと思われる。

ところで、譯語としてもっともやっかいなものは、*economics* であった。これについては日本では既に經濟という譯語をあてていたのであるが、これは『章程』では全く無視している。その一つの理由は、經濟とはもともと經世済民のことであり、そのように理解していた清末の『章程』作成者には、これは論外のことであった。しかし實はこの歐米の *economics* をどのように譯すかということについては、清朝から日本に派遣されていた留學生にとっては重要な問題であり、本國では問題にされなかったので、當時亡命していた公羊經世家の機關誌『新民叢報』に投稿してこのことについて論議している。⁽⁶²⁾ところが『章程』では歐米の經濟に當る分野については、さっさと理財を使用している。しかし留學生にとっては、この用語が當時の日本人の分類でいう應用經濟學の一部門に過ぎないとしたら、純正經濟學もすべて含む *economics* という歐米流の經濟學の概念はでてこないことになる。梁啓超は光緒二十八年五月一日附の『新民叢報』第九號に、日本の學校制度における講義分類を示し、それが政治、經濟、法律、哲學等になっているのに注目する。⁽⁶³⁾

日本の講義分類に經濟學が取り入れられたのは、これは日本が日清戰爭勝利後、資本主義經濟の育成にのりだしたと軌を一にしている。一方中國では從來の理財學がまだ優先する政治、經濟狀況であったから、歐米流の經濟學を獨立し

た學問領域にする必要がなかったとも言える。しかし『章程』が何と言ってもこだわったのは、恐らく經世學という經の概念であつたと思われる。經とは經學のことであり、これこそ體をなす學問である。この經學の理念のもとに實用の學をなすというのがその主旨であつた。この『章程』に「經學科」を設け、「經學研究法」の略解に、「通經は致用の所以なり。故に經學は有用を貴ぶ。經學の有用を求むるに通を貴ぶ。一家の説を墨守すべからず、尤も専ら考古に務むべからず、經學を研究するは務めて宜しく經義を將つて之を實用に推すべし。此れ乃ち羣經總義なり」と記している。⁽⁶⁴⁾ここには經を economics と考へる思想はない。

以上、經濟という日中兩國の言語の解釋についてのべたのであるが、そこにはかたくなに傳統の學術を重視する中國と、同じ用語を用いながらも新概念を創出しうる日本の學術觀が見えている。それでは、章程が何故こんなに經濟という用語の使用について傳統的解釋に依據したかと言へば、『章程』作成者が經の解釋をめぐる公羊經世學派と論争していたことがあげられる。『章程』作成者は義理經世學派の立場から公羊經世學派を徹底的に批判する。『章程』「經學科」「春秋三傳學門科目」の説明文に、「公羊家後世經師の説、多く非常に怪む可き有りて、聖經本義の論に合せず。新周王魯の如き、春秋は新王に當るの類を以てし、流弊窮り無し。適々亂臣賊子の藉口、世教に關繫する所、甚だ鉅なり。近來康梁逆黨、即ち是れ後世公羊家に依託して謬説し、以て其の亂逆の謀を逞くす。⁽⁶⁵⁾故に公羊春秋を講ずる者、必ず須らく三傳を兼講して、始めて經術を藉りて、以て天下を禍するの害を免る」とのべ、公羊經世家である康有爲、梁啓超の公羊傳に基づく經世思想を批判し、春秋は三傳に基づくべきであるという。當時公羊經世家は、日本に亡命中であつたが、『新民叢報』を發行して、あくまで公羊學説に基づいて、變法を實施せんとしていたのである。このように『章程』は公羊經世家の存在を意識して作成されたものであるといえる。

ところで當時、公羊經世家は、義理經世家以上に、新たに擡頭してきた革命派とも對決しなければならなかつた。教育問題に限定して言えば、公羊經世家が開明專制論の立場にたつて、教育の普及によって民智を開發し新民の創出をとくの

に對し、革命派は清朝を打倒して共和制を打ちたてる革命こそ教育の基本であるとのべ、兩者には妥協の餘地ない對立となっていた。この事態は辛亥革命によって王朝體制が打倒され、民國が成立することにより、新たな局面が生ずることになる。次節ではこの點についてのべよう。

四 辛亥革命後の教育改革と思想

辛亥革命によって民國が成立したが、革命派の力はまだまだ弱く、政權は袁世凱に奪取されることになる。この袁世凱政權の性格についてここで論ずる餘裕はないが、本題に即して指摘できるのは、袁世凱が張之洞等と共に進めてきた教育改革を推進する點は變らなかつたということであろう。科擧の廢止による學校制度の充實である。もちろん革命派によって結成された國民黨もこの點では意見の相違はなく、民國元年（一九一二）一月成立した民國政府に設けられた教育部は國民黨の要請を受けて時代に適應した學校制度の改革を提唱している。それは特に教育科目の變更にみえている。すなわち新教育科目において、經學、理財學といった科目に代つて哲學、經濟學といった新概念にそつた科目になっている。民國二年一月の「教育部公布大學規程」⁶⁶は、大學の教育科目を文科、理科、法科、商科、醫科、農科、工科と分けたが、この内文科を哲學、文學、歷史學、地理學の四門とし、法科を法律學、政治學、經濟學の三門とし、商科を銀行學、保險學、外國貿易學、領事學、稅關倉庫學、交通學の六門とした。このそれぞれの部門で特徴的なことは、哲學をはっきりと中國哲學と西洋哲學に分け、清末のように中國傳統の經學を主として、西洋哲學その他はあくまで補助學とする分類でなくなつたこと、そして哲學の中に論理學や社會學を入れたこと、また歴史を中國史及び東洋史學類と西洋史學類に分ち、それぞれに經濟史を入れたこと、また法科では各部門に經濟學、財政學を入れ、經濟學門には、經濟學、經濟學史、經濟史、經濟地理、財政學、財政史、貨幣論、銀行論、農政學、林政學、工業經濟、商業經濟、社會政策、交通政策、植民政策、保險學、統計學、憲法、民法、商法、經濟行政法、政治學、行政法、刑法總論、國際公法、國際私法を入れ、一つの

部門として充實したものにしたことである。この「大學規程」は當時の日本のそれを参考にして作成されたものであるが、王朝體制下では採用できなかった哲學、經濟學といった科目名が用いられるようになったところに一つの重要な意味がある。このことは王朝體制の崩壊と共に理學中心の經世觀が消滅したことのあらわれである。

しかし袁世凱の意圖は、理學にかわる孔教の理念によってその支配體制を確立しようとするものであった。ここに袁世凱と公羊經世家は理念の面で合致するものがあつた。袁世凱は孔教を國教とし、公羊經世派をだきこむ形でその支配權を強化しようとした。袁世凱が大總統となり國民黨を彈壓して帝制運動を推進した民國三年に、袁の擁立を圖つた人々は、嚴復を始め公羊經世家の變法運動にかつて共感した人々であつた。

袁世凱の世論作りになつたものに、民國三年に上海經世文社から出版された『民國經世文編』四十卷がある。⁽⁶⁷⁾この編纂の責任者は湯壽潛を代表とする變法派の人物であつた。従つてここには康有爲を始め公羊經世家の諸論文が多く掲載されている。袁世凱失脚後、立憲共和政をめざす革命黨は民國の政治を奪回できず、中國では依然として軍閥政治が繼續した。袁の治政下で始まつた孔教會も存續し、軍閥はそれを利用して支配權の確保を圖つた。

民國十年（一九二一）には、孔教會の機關誌として陳煥章によつて『經世報』が發刊された。⁽⁶⁸⁾これが恐らく「經世」という名のつく最後の出版物であらう。『經世報』發刊の辭には、經世報發刊の目的は經世であるとし、そして經世とは既に孔子の志であるから孔子を學んで經世をなすべきであると言っている。そして孔子の制は六經の内の易・春秋にもっともあらわれているし、特に春秋は孔子最大の著作であり、「齊家治國平天下」も春秋の學であるという。ここには、公羊經世家がといた孔子改制の思想がみえている。戊戌新政抑壓で失脚した公羊經世家は、軍閥政權下においてその理念を實現しようとしたのである。

ところで、周知のように辛亥革命後、一方では孔教の權威を否定する新文化運動が展開され、この新文化運動の中心となつた北京大學にはその推進者の蔡元培が民國六年（一九一七）校長となり教育改革を實踐した。蔡元培はこれより先民

國元年初代の教育總長に就任していたが、袁世凱が政權を握ると辭任して獨佛に留學していたのである。従つて彼の教育思想は孔教の權威を利用して支配權の確立を圖る軍閥政權には認められないものであったのである。しかし、民國五年西歐から歸國するとその學識が認められ北京大學に迎え入れられたのである。

蔡元培は民國七年五月、直隸全省小學會議歡迎會で新教育と舊教育の岐點と題して演説する⁽⁶⁹⁾。その中で彼は吾國の舊教育は科名仕宦の材を養成するを以て目的となす。科名仕宦は必ず考試をへ、考試は必ず詩文が有り、詩文を作らうと欲すれば、必ず古學を識り、古書を読み、古代瑣事を記さなければならないとのべ、四書、五經の暗誦から八股文作成に至る舊教育の弊害を指摘する。これに對して新教育は實驗教育學が根底となつてゐるとのべ、この主義に合致してゐるものとして、トルストイの自由學校、デューイの實用主義をあげてゐる。

新文化運動はその後デューイの學説を尊重する胡適とマルクス主義に基づいてそれを批判する李大釗の論争があり、前者は後に國民黨の文教教育觀に、そして後者は中國共產黨の文教觀に受けつがれていく。そして前者は孔教會とも妥協する形で新生活運動を展開する。この經緯の中で指摘できるのは、辛亥革命後の文教政策は、王朝支配體制の理念であつた經世學と官吏登用の機關であつた科舉制は否定したが、孔教の否定については反論があり、それが軍閥政權、更には國民黨政權にまで利用されたこと、従つて孔教思想を尊重する經世學は、有用の學としてその後も存続したこと、また新文化運動を通じて導入された歐米の思想―特にデューイの實用主義とマルクス主義がその後の國民黨及び共產黨の指導理念として尊重され、兩黨間に政策のみならず思想に於ても龜裂が深まつたことがあげられる。

おわりに

この小論は、はじめにものべたように、清末における經世學の二大潮流を、科學・學校・出版といった文教政策との關連で明らかにしようとしたものであつた。ほぼその目的は達成されたと思うが、おわりに當つてのべておきたいのは、清

末におけるこの二大潮流が副題とした文教政策と関わってくる必然性についてである。

従来の研究では、科擧廢止、學校制度の確立といった中國史上劃期的な文教上の出來事を、單に清末の文教改革として取り上げているに過ぎなかった。つまり、小論で論じたところの二大潮流がこれらに深く関わっていたという視點は全くなかったわけである。こうした點は小論で明らかにしたところであるが、問題は、清末の文教政策が、辛亥革命による王朝支配體制崩壊に伴う共和國出現で、どのような變化が生じたかということであらう。革命によって文教政策は大きく轉換し、新教育が始まったのは事實である。けれども教育制度をみると基本的には清末の教育課程が繼承されていたし、これは時代の潮流に合致したものであった。その理念には種々雑多なものが含まれており、それは以下のように整理できよう。すなわち清末の公羊經世學の流れを汲む孔教尊重の教育理念を柱とするものがあり、これは主として軍閥政權が採用しようとした。これに對して、歐米の教育思想を導入して全く新しい理念によって教育を實施しようとした運動もあった。その一つに平民教育運動と言われるものがあり、その提唱者は先述したデューイであった。⁽⁷⁰⁾また蔡元培は「自由、平等、博愛」といった公民教育觀を唱え、舊教育と訣別しようとした。しかし民國の教育理念を改めて檢證してみると、王朝時代に提唱された經世學の一つの側面であった實用とか有用の學といった文教觀は、基本的には繼承されていたのではなからうか。つまり、王朝時代の經世學の理念は、孔教尊重派を除いて否定されたものの、教育方法については、形を覚えて存続したのではないかと思うのである。この小論が清末における經世學の二大潮流を論じながら、それを文教政策との關連でのべてきた所以はそこにある。

註

(1) 拙著『清代政治思想史研究』（汲古書院、一九九一年）。

(2) 小野川秀美『清末政治思想研究』（東洋史研究叢刊之八、

一九六〇年）。

(3) 溝口雄三『方法としての中國』（東京大學出版會、一九八

九年）、一、「近代中國像の再檢討」參照。

(4) 前掲拙著第三部、序論、參照。

- (5) 百瀬弘「清末の經世文編に就いて」『池内博士還曆記念東洋史論叢』(一九四〇年)、所收。

氏はこの論文の中で、魏源がこの形式を取ったのは、陸燿の『切問齋文鈔』の例言になつたこと、ただ陸燿は清朝全盛期の乾隆の人であり、朱子學者でもあつたので、その觀點で編纂したという指摘がある。

- (6) この時期を代表する學者として倭仁がいる。『清史列傳』卷四十六、倭仁の項に、「尤宜講明正學、興賢育德、以儲積幹、此皆政教大端」とあり、正學とは義理の學であり、宋儒の説であつた。曾國藩と親交があつた。

- (7) 百瀬前掲論文参照。

- (8) 前掲拙著 第三部、第一章 (一) 註(20) 参照。

曾國藩が「雜著」「勸學篇」で「爲學之術有四、曰義理、曰考據、曰辭章、曰經濟」とのべ、義理は今日の宋學、考據は今日の漢學、辭章は今日の制義詩賦、經濟は孔門では政事の科、前代の典禮政書及び當世の掌故であり、義理と經濟は分けられないと言つたことに基ついて、筆者は曾國藩の經世學を義理經世學とよぶのである。

- (9) 章繼光「曾國藩與理學經世之學略論」『曾國藩研究論文集』(湘潭大學中文系歷史系編、一九八七年) 所收。

この論文の中で章氏があげている李澤厚の論文は「宋明理學片論」『中國古代思想史論』所收である。

また章氏は「理學與經世之學的統一」『曾國藩思想簡論』(湖南人民出版社、一九八八年) 所收の中で曾國藩の經世思想について、「選賢任能、更新吏治、減輕百姓負擔、提出經

濟改革措施、主張裁兵節餉、加強軍備」という三點をあげて評價する。

- (10) 陸寶千著『清代思想史』(廣文書局、民國七十二年九月)の自序に「儒學之學、內聖外王。……曾國藩出、唱導禮學、內聖外王之道、復見萌芽」とあり、陸氏もこの點が曾の學問の特色という。

- (11) 許同莘著『公廩詮義』(民國二十三年)、頁七一、「流變第三下 清」に、道咸の間の黔中の賢吏三人の内の一人に胡林翼をあげ、張之洞が胡林翼から幼時學を授けられたことを記している。張之洞の學が漢宋を兼賅し、史事を貫穿しているのは、曾胡の學を學んだからだという。

- (12) 前掲拙著 第三部、第二章 (二)「中國における經世學と實利思想」参照。

- (13) 拙著『中國近代政治經濟史入門』第三章 第二節 (4)「李鴻章の幕友」参照(八千代出版、一九七二年)。

- (14) 百瀬前掲論文参照。

- (15) 葛士濬編『皇朝經世文續編』の俞樾の序文については、前掲拙著『清代政治思想史研究』第三部、終章 (二)の二でのべたが、ここでは編者が「例言」に「洋務」一綱を加えた點についてのべておく。著者は、道光王寅より、中外交渉が益々繁になり、海防塞防の能く契する所の者に非らざるあり、とのべ、これを加えたという。

- (16) 馮桂芬『校邠廬抗議』卷下 所收、臺灣文海出版社影印本。

- (17) 薛福成『庸庵文編』卷一 所收。

- (18) 中國史學會主編、中國近代史資料叢刊『洋務運動』(上海

人民出版社、一九六一年）第一冊、頁一七四、羅應旒上奏、光緒五年六月初五日。この上奏の意義については、王德昭『清代科舉制度研究』六「新時勢、新教育、與科舉的廢止」、一七八頁、参照。

また清代科舉制度の詳細な研究書としては商衍鎔著『清代科舉考試述錄』（生活、讀書、新知三聯書店、一九五八年）参照。

(19) 鄭觀應「考試」下、『盛世危言』所收、夏東元編『鄭觀應集』上冊（上海人民出版社、一九八二年）頁二九九、参照。

(20) 鄭觀應「學校」上、『盛世危言』所收。同右、頁二六五。

(21) 鄭觀應「西學」、『盛世危言』所收。同右、頁二七二。

(22) 同右、頁二七六。

(23) 同右。

(24) 百瀬前掲論文参照。

また盛宣懷の傳記については、夏東元著『盛宣懷傳』（四川人民出版社、一九八七）「盛宣懷一生經歷紀要」参照。これによると盛宣懷は湖北巡撫胡林翼のもとで湖北糧道、鹽法道の職にあり、そこで盛宣懷は胡林翼から有用の學を學んだとある（頁四五八）。

(25) 『碑傳集補』卷九、夏孫桐「繆荃孫先生行狀」参照。

これによると、「先生恪守乾嘉諸老學派、治經以漢學爲歸」とあり、經世の才はあったものの、典型的な漢學者であった。

(26) 小野川前掲書、第三章「康有爲の變法論」参照。

(27) 王德昭前掲書、六に、氏は王韜の「變法自強中」『弢園

中錄外編』所收、卷二を引用して指摘されている。頁一八一。

(28) 中國史學會主編、中國近代史資料叢刊第八種、『戊戌變法』（神州國光社、一九五三年）第二冊、頁三六〇三七、上諭八八。

梁啟超の言に、經濟特科の新設を請うた嚴修の上奏が新改の起點とある。

(29) 同右、頁二八九、胡燏棻「變法自強疏」光緒二十一年閏五月に、「日本自維新以來、不過一二十年、而國富民強、爲泰西所推服、是廣興學校、力行西法之明驗。今日中國關鍵、全繫乎此。益人材爲國家根本、盛衰之機、互相倚伏、正不得謂功效之汗遠也」とあり、日本が富強になったのは、學校を興し、西法を行ったことにあるという。

(30) 王德昭前掲書、六の四、頁二〇七参照。

(31) 前掲『戊戌變法』第二冊、頁二九三、李端棻「請推廣學校摺」、光緒二十二年五月初二日、参照。

(32) 同右、頁四二六、孫家鼐「議覆開辦京師大學堂摺」、光緒二十二年七月、参照。

(33) 同右、頁三三〇、嚴修「奏請設經濟專科摺」、光緒二十四年正月初六日、参照。

(34) 同右、頁九、上諭二二、「光緒二十四年戊戌春正月庚寅、諭內閣、總理各國事務衙門會同禮部奏」参照。

(35) 同右、頁三四八、宋伯魯「奏請經濟歲舉、歸併正科、並各省歲科試迅即改試策論摺」、光緒二十四年五月十二日

「臣竊維中國人才衰弱之由、皆緣中西兩學不能會通之故。故

由科擧出身者、於西學輒無所聞知、由學堂出身者、於中學亦茫然不解。夫中學體也、西學用也。無體不立、無用不行、二者相需、缺一不可。」とあり、宋は中體西用論の立場にある。但、楊深秀と合疏して禮部尙書許應駟が新政を阻撓していると彈劾したので、新政失敗後は失脚して原籍に歸り、以後は詩、畫に力を致し、また書は、柳公權、趙孟頫を參合し、佳境に達したと言われている。

(36) 同右、頁二三、上諭 五八、「甲寅諭內閣、御史宋伯魯、楊深秀奏、禮臣守舊迂謬阻撓新政一摺、著許應駟按照所參各節、明白回奏。」

(37) 同右、頁三四三、楊深秀「奏請正定四書文體以勵實學摺」、光緒二十四年四月十四日。

(38) 同右、頁三九四、楊深秀「請懲阻撓新政片」、光緒二十四年五月

「近者伏讀上諭、明定國是、停廢八股、明守舊之迂謬、定改絃而更張。國是一定、則天下爭講維新之政。八股一廢、則士人爭有用之學。……或言八股之能闡義理、飾說欺蒙、大僚中舊習更深、亦多樂爲助力者。雖以皇上憂憤危機、深籌全局、審之甚熟、見之甚明、必非守舊迂謬之說所能疑誤。……」とあり、楊は許などの大官が義理之說に立って新政を阻撓していると論じている。「碑傳集補」卷十、楊深秀傳に、梁啓超、胡思敬といった楊の思想に共感する人物が傳記を書いている。胡は言う。「宋伯魯與深秀、同官山東道監察御史、同以百口保康有爲黨、禍與伯魯遁去、深秀猶上疏、詰有爲罪名、請太后撤簾歸政、遂被逮戮死西市」とあり、宋と楊の新

政抑壓に對する姿勢を對比している。

(39) 前掲『戊戌變法』第二冊、頁二〇八、康有爲「請廢八股試帖楷法試士改用策論摺」、光緒二十四年四月。「同右、頁二一七、「請開學校摺」、五月、頁二二九、「請飭各省改書院淫祠爲學堂摺」、五月。

(40) 同右、頁二三〇—二三六、康有爲「請尊孔聖爲國教立教部教會以孔子紀年而廢淫祠摺」、光緒二十四年六月。

(41) 舒新城編『近代中國教育史資料』（人民教育出版社、一九六一年）第七章、第一節、九七一頁、勸學篇（節錄）序及び外篇 設學第三、學制第四、變科舉第八參照。

(42) 前掲『戊戌變法』第二冊、頁四六六、張之洞「安議科舉新章摺」、光緒二十四年五月十六日

「竊維救時必自求人才始、求才必自變科舉始。四書五經、道大義精、炳如日月、講明五倫、範圍萬世、聖教之所以爲聖、中華之所以爲中、實在於此。」

(43) 同右、頁四一、上諭 九九（六月初一日）

「癸未期、諭內閣、張之洞、陳寶箴奏、請飭妥議科舉新章、並酌改考試詩賦小楷之法一摺。」

(44) 『翼教叢編』序（臺聯國風出版社、民國五十九年十二月刊）、參照。

(45) 梁啓超「經世文新編考」、『飲冰室全集』第二十三冊、「記述文類」・「序跋」。

(46) 梁啓超「祭麥孺博詩」、『飲冰室全集』第四十四冊。

(47) 前掲『戊戌變法』第二冊、頁一〇九、上諭 二八四（八月二十四日）

「嗣後鄉試會試及歲考科考等、悉照舊制、仍以四書文試帖經文策問等項、分別考試。經濟特科、易滋流弊。並著即行停罷。……嗣後典試諸臣、及應試士子、務當屏斥浮華、力崇正學、毋負朝廷作育人才之至意」。

(48) 『清德宗實錄』卷四八一、光緒二十七年三月己巳(初三日)の條、諭内閣。

これより先、光緒二十六年十二月初十日の詔勅(同右、卷四七六)に、「世有萬古不易之常經、無一成不變之治法。……蓋不易者三綱五常、昭然如日星之照世」とあり、三綱五常を不易の常經として、その理念のもとに變法を行なうとある。そしてこれを無視した康逆の變法は亂法だとある。ところで變法のためには、西法を學ぶ必要があるが、語言文字製造機器を學ぶのは西藝の皮毛であつて西政の本源でないという。そして「舍其本原而不學、學其皮毛而又不精、天下安得富強邪」とのべ、富強を達成するため西政を學ぶ必要をとく。そして軍機大臣、六部九卿、出使各大臣に對して、「舉凡朝章國政、吏治民生、學校科舉、軍政財政、當因當革、當省當併、或取諸人、或求諸己、如何而國勢始興、如何而人才始出、如何而度支始裕、如何而武備始修、各舉所知、各抒所見、通限兩箇月、詳悉條議以聞」と結んでいる。

(49) 舒新城編前掲書、第二章、第一節、四七頁、張之洞、劉坤一「籌議變通政治人才爲先摺」(一九〇一年)、光緒二十七年五月。

『皇朝經世文新編續集』卷一「通論中」 「東撫袁復奏條陳變法摺」。

(50) 『光緒朝東華錄』、光緒二十七年八月癸丑(二十日)。

(51) 『清德宗實錄』卷四八二、光緒二十七年四月壬子(十七日)諭内閣。

(52) 『光緒朝東華錄』、光緒二十九年二月庚子(十五日) 袁世凱等奏。

(53) 舒新城編前掲書、第二章、第一節、頁五九、參照。

(54) この「奏定學堂章程」作成の過程及び内容については、張之洞撰『奏定學堂章程』(民國五十九年九月、臺聯國風出版社刊)に詳細に記されている。

(55) 舒新城編前掲書、第二章、第一節、頁六二に、「清帝諭立停科舉以廣學校」(一九〇五年)。

(56) 多賀秋五郎『中國教育史』(岩崎書店、一九五五年)、第二章「近代學校の教育」第一節「清末の教育」二、清末の教育政策

この「奏定學堂章程」の制定の意義について、氏は、そこにはわが國の國家主義的な國民道德や國防教育の強調、實學主義的な科學教育や生産技術の重視と呼應するものがあると指摘されている。また氏は陳青之がこの章程には濃厚な封建思想がみられるとしている點については、清朝專制主義國家がその社會的秩序を維持するために取った思想對策であるので當然であるという。陳青之のいう封建思想とは、この章程が中國固有の儒教道德をかかげて、教育的人間像を古代の聖人に求め、また朱子學成立後は綱常の名義を備えた人間觀に求めていることを指しているが、これは多賀氏の言われるように儒教思想に基づく王朝支配體制を維持していく以上當然

の歸結である。だから中國教育思想において陳青之の言う封建制をめぐいさる爲には、多賀氏の言うように清朝の倒壊という革命を必要とするであらう。ただ筆者は多賀氏の指摘にない教育理念における義理經世學と公羊經世學の論争という側面、そしてそれをも否定した革命教育のもつ意義を併せて考察する必要があると思うものである。

(57) 邵之棠編『皇朝經世文統編』湯壽潛序。

(58) 于寶軒編『皇朝蓄英文編』張之洞序。

(59) 江標編『經濟實學考』、光緒二十六年序。

(60) 多賀前掲書、參照。

(61) 『奏定學堂章程』『大學堂章程』『立學總義章』第一、第四章 第一節 經學科大學及び、第二節 政法科大學の項。

(62) この論議の過程を要約すれば次の通りである。最初に『新民叢報』第一號（光緒二十八年正月一日）の「紹介新著」に嚴復が譯したアダム・スミスの日本譯「國富論」が紹介され、紹介者はこの著の學問分野を政術理財學とした。すなわちこの語は英文の *political economy* の譯語であつたが、この英文の譯語を日本では經濟學と譯していた。ところが嚴復自身はスミスの學術分野を計學と譯していたのであり、この點がやがて譯語をめぐる論争の發端となつた。東京に居住する留學生が日本書に出てくる經濟界、經濟社會、經濟問題等の文に接し、この語の譯語を計學、政術理財學とすることに反論した（第三號、「問答」、光緒二十八年二月一日）。これに對して編者は、政術理財學としない點では同調したが、それにかわる譯語として日本で用いられている經濟界を平準

界、經濟社會を平準社會、經濟問題を平準問題としたらどうかと提案する。その一方では『新民叢報』第七號より「生計學說沿革小史」を掲載する（第七號、「學說」「生計學（即平準學）學說沿革小史」光緒二十八年四月一日）。この論文の最初に生計學は平準學でもあることわっている。この連載が始まったことにより、「原富」と「生計」という譯語が不適か問題となる。これに對して嚴復は、計學の名は *economics* 字の祖義より著想したものであり、生計を平準とかえるのは問題であるという（第七號「餘錄」）。また「問者」は、經濟學の原名は *political economy* であり直譯すれば政治節用學となるが Morsholt が *economics* という名を用いて日本人が之を譯して經濟學となしたとのべ、經濟の經は政治の義を含み、濟は泉流の旨に寓している點からみて經濟と政治を混じて別にしなくてもよいという（第八號「問答」光緒二十八年四月十五日）。ただ平準、計學という譯語は安當でない。すなわち嚴復の言う計學は *statics* の譯語としては本人が譯す統計學とまぎらわしいし、また生計學というのも政治理財の意を其中に包括していない點に問題があるという。この間に對して編者は平準二字の不安については同意するが、計學と *statics* が相混る點も用いるのに便でない。ただ經濟二字という日本人の譯語を襲用するのはいささか不安であるからこの問題は慎重に對處すべしという。だからといって財政學と譯すのもこれも經濟學の一部分に過ぎない。これは財政を指して經濟と爲すのは朝廷を指して國家となすのと異ならないからという（第十一號「問答」）。そし

て結局は日本人が分類した經濟學を純正經濟學と應用經濟學に分け、應用經濟學には經濟政策學と財政學を含めたものを參考にして經濟學の新名を求めたものである。次に、問者が英文の *political economy* の譯語として國計學としらどうかと問うたのに對し、編者はそれは經濟學中の一部分であるに過ぎないという。この論争はこれで終っているがその後生計學説史が完了した後、日本人の譯語である經濟という用語が自然に用いられるようになった。この論争でも明らかに當時の中國人の識者が歐米人の使用する *political economy* が中國人の使用する經世濟民とその本義が變つていなかったということ、そして日本人がこの語を譯して經濟としたことについての妥當性を論争したことは、當時の中國の政治、經濟についての考えを知る上に興味深いことである。先述したように中國でいう經世濟民とは、本來の意味は政治優先の學、つまり治學であつたのであり、そこに歐米流の所謂 *economy* の意を含めるのは甚だ困難であつたからである。しいて言えば、この論争の中でも提示された理財がもっとも近いかもしれない。

- (63) 『新民叢報』第九號 餘錄 東籍月旦 第一編 普通學、光緒二十八年五月一日。

- (64) 『奏定學堂章程』 計開「大學堂章程」「各分科大學科目

章」第一節、經學科大學 一、周易學門科目。

- (65) 『奏定學堂章程』 計開「大學堂章程」「各分科大學科目章」第一節、經學科大學 五、春秋三傳學門科目。

- (66) 舒新城編前掲書、第五章、第六節、頁六五二「教育部公布大學規程」(一九一三年)。

- (67) 湯壽潛選『民國經世文編』(民國三年、上海經世文社石印本景印、中國現代史料叢書 第一輯)。

- (68) 陳煥章『經世報』第一卷、第一號(民國十年)陳の序文によれば、發刊辭は民國六年に記したとある。陳煥章については、『民國人物傳』第二卷(中華書局、一九八〇年)に鄭則氏による傳記がある。これによると陳煥章は廣東省高要縣の出身で康有爲の萬木草堂で受業した門下生であつたこと、ここから康有爲の思想に共鳴し孔教會設立に奔走したこと、辛亥革命後は袁世凱を始めとする軍閥政權の思想的代辯者になつたことなどが記されている。

- (69) 舒新城編前掲書、第七章、第二節、頁一〇四五「新教育與舊教育之歧點」(一九一八年)。

- (70) 小林善文『平民教育運動小史』『五四運動の研究』第三函 ⑩(同朋舍、一九八五年)、第一章第三節・第三章第二節、參照。また、陳啓天『近代中國教育史』(臺灣中華書局、民國五十八年十月)、參照。

TWO GREAT CURRENTS OF THE STATECRAFT THOUGHT 經世思想 IN LATE IMPERIAL CHINA

OHTANI Toshio

This paper throws light on the ideological development of two great schools of the statecraft thought, from the Opium War to the Revolution of 1911 or early Republican China, referring to the reform of the civil service examination system and the government school administration and to the publication of the collections of writings on statecraft, *jing-shiwenbian* 經世文編. One of the schools was the Gongyang statecraft school 公羊經世學, which was to have the idea of Confucius as an institutional reformer 孔子改制, the other was the yili statecraft school 義理經世學, based on the Song philosophy. Though they were in conflict from the viewpoint of ideology, both of them alike insisted on the learning of practical use to society.

After the debacle of the reform movement by the Gongyang school in 1898, the Qing government, using the yili school, made an unsuccessful attempt to consolidate the government ideologies, due to the Revolution. While the warlord Peking government utilized the Gongyang school for some time following the Revolution, from that time onwards Western educational thoughts were popularized. However, the learning of practical use, one of characteristics of the statecraft thought during the dynastic period, has continued to date.

SUBHAS CHANDRA BOSE AND THE PROVISIONAL GOVERNMENT OF FREE INDIA DURING WORLD WAR II

NAGASAKI Nobuko

The Provisional Government of Free India, established as an upper organization of the Indian National Army which allied with Japanese